

禁煙・受動喫煙防止活動を推進する神奈川会議会則

(名 称)

第1条

本会は、禁煙・受動喫煙防止活動を推進する神奈川会議と称する。

(設立 平成11年11月5日、設立時名称：禁煙、分煙活動を推進する神奈川会議。平成28年7月20日、名称変更)

(目 的)

第2条

本会は、喫煙が、がん、循環器疾患、呼吸器疾患などの生活習慣病を惹き起こす最大の危険因子であることから、神奈川県における禁煙・受動喫煙防止活動を推進することにより、健康寿命の延伸を図り、活力にあふれる神奈川県の健康長寿社会の実現に貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 禁煙・受動喫煙防止活動を推進するための啓発及び支援
- (2) 禁煙セミナーの開催及びその支援
- (3) 県民及び会員相互の啓発活動としての研究会、勉強会の開催
- (4) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約 (FCTC) 及び関係法令に基づく受動喫煙防止対策の適切な実施のための関係機関・団体等への必要な提言
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条

本会の会員は、禁煙・受動喫煙防止活動に関心を持ち、かつ本会の主旨に賛同するもので、次のとおりとする。

(1) 正会員

本会の主旨に賛同して入会した個人および組織の代表者

(2) 学生会員

本会の主旨に賛同して入会した大学、短期大学、専門学校等の学生

(3) 賛助会員

本会の主旨に賛同して入会した団体

(入会及び退会)

第5条

入会を希望するものは本会事務局に申し込むものとする。

2 退会を希望するものは本会事務局に申し込むものとする。

3 会費を5年以上納入しないときは退会したものとする。

4 会員が本会の名誉を傷つけまたは目的に反する行為をしたときは、理事会の議決に基づき退会させることができる。

(役員)

第6条

本会には次の役員をおく。

会長 1名
副会長 若干名
常任理事 若干名
理事 40名程度
会計 1名
監事 2名

- 2 役員は、正会員の中から理事会において選出し、総会の承認を得る。
- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事及び権限)

第7条

会長は本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は会長よりあらかじめ指名された一人(会長代行)がその職務を代理する。
- 3 常任理事は分担して会務を執行する。
- 4 理事は会務の執行のための審議をする。
- 5 会計は会計に関する業務にあたる。
- 6 監事は会計を監査し、理事会及び常任理事会に出席する。

(総会及び臨時総会)

第8条

総会は会員をもって構成し、年1回開催する。

- 2 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 事業報告
 - (2) 決算
 - (3) 事業計画
 - (4) 予算
 - (5) 会則の改正
 - (6) その他、理事会で必要と認めた事項
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。6 会長が必要と認めた場合及び正会員が要求する場合には、理事会の承認を得て臨時総会を開くことができる。

(理事会)

第9条

理事会は会長、副会長、常任理事及び理事をもって構成する。

- 2 理事会は会長が本会の運営上必要に応じて招集する。また、役員から要求があった場合にも会長が必要に応じて招集する。

- 3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 理事会は、次の事項を決議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 役員を選出及び退任
 - (3) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (4) その他、本会活動に必要な事項
- 5 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 6 会計及び監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(常任理事会)

第10条

常任理事会は会長、副会長、常任理事をもって構成する。

- 2 常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 常任理事会は、次の事項を決議する。
 - (1) 会長および理事会より委任された事項
 - (2) 理事会の決議した事項の執行にかかる協議及び調整
 - (3) 会則に基づく会務の執行を円滑に行うため必要な内規の策定
- 4 常任理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 5 会計及び監事は、常任理事会に出席して意見を述べることができる。

(会 計)

第11条

本会の運営に必要な費用は、会費、寄付金、その他収入をもって充てる。

- 2 会費は、一会計年度ごとに次のとおりとする。
 - (1) 役員 3千円
 - (2) 正会員（役員を除く） 2千円
 - (3) 学生会員 無料
 - (4) 賛助会員 1万円
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年の3月31日に終わる。

(会員の権利と義務)

第12条

会員は会則を遵守する義務を負うとともに、会務につき意見を提出し、または説明を求める権利を有する。

- 2 会員は住所・氏名・勤務先などに変更があった場合にはその都度事務局に通知する。

(事務局)

第13条

本会の事務局を 公益財団法人 神奈川県予防医学協会（所在地：横浜市中区日本大通58）におく。

- 2 事務局長は会長が委嘱する。
- 3 事務局長および事務担当は会長の指示を受け事務処理にあたる。

付 則

本会則は、平成11年11月5日から施行する。

付 則

本会則は、平成13年11月22日から一部改正し施行する。

付 則

本会則は、平成16年1月15日から一部改正し施行する。

付 則

本会則は、平成25年9月26日から一部改正し施行する。

付 則

本会則は、平成26年4月23日から一部改正し施行する。

付 則

本会則は、平成27年6月6日から一部改正し施行する。

付 則

本会則は、平成28年7月20日から一部改正し施行する。

付 則

本会則は、平成30年6月3日から一部改正し施行する。ただし、第11条第2項は平成31年4月1日から施行する。